官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の公表を行う件（内閣府一〇九）　一
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁八）　二
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一二六、一一二七）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁四）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五二五～五二八）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一六七）　四
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　農林水産省　林野庁　四
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局、九州同）　六
法務　六
公証人任免（法務省）　六
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　七
〔公告〕
諸事項　七
官庁　七
有権者申出方関係　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等　二六
企業年金基金解散・清算人就任関係　二六
会社その他　二九

その他告示

○内閣府告示第百九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
なたね（食用なたね油の製造に利用されるものに限る。）	ＤＨＡ産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（ＮＳ－Ｂ50027－４）	NUSEED Nutritional US Inc.

○消費者庁告示第八号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十九条の規定に基づき、一般財団法人日本食品分析センターが許可試験を行う事業所の所在地について、令和七年六月三十日をもって変更する旨の届出があったので、同法第六十条第三号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十四日

消費者庁長官　堀井奈津子

廃止しようとする事業所の名称及び所在地	廃止の日
一般財団法人日本食品分析センター　東京本部 東京都渋谷区元代々木町五十二番一号	令和七年六月三十日

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月十四日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月十四日　午前十一時

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡佐川町古畑字イナイ三一二四の一から三一二四の三まで、三一二五から三一二七まで、字イナイ山一八五七の一から一八五七の三まで、一八五九、三一一三の一から三一一三の六まで、字カラ川口一九七一の一から一九七一の六まで、三二二〇の一から三二二〇の六まで、字キレタヲ一八九一の一、一八九一の四、一八九一の六から一八九一の一二まで、一八九二の一から一八九二の三まで、一八九三、三一三六の一、三一三六の二、三一三七から三一三九まで、字クシダキ三一〇六の一から三一〇六の三まで、三一〇七から三一一一まで、三一一二の一、三一一二の二、字シテカナロ一九六七、一九六八の一、一九六八の二、一九六九、一九七〇、三二〇八の一、三二〇九の一、三二一〇の一、三二一一、三二一四の一から三二一四の七まで、字シラクヅレ一九七六の一から一九七六の五まで、字シラザレ三〇八一、三〇八二、三〇八七から三〇八九まで、字シリダカ一九一